

令和元年（2019年）9月時点
令和3年（2021年）4月改定

【Q&A】熊本市営繕工事における週休2日試行工事について

黒字：質疑

赤字：回答

【1. 対象となる工事について】

(1) すべての工事を対象とするのか。

令和元年9月30日以降に熊本市が発注する営繕工事のうち、原則として設計金額8千万円以上を対象としていますが、地域の実情や当該工事固有の条件（完成時期に制約があるなど）により、対応が困難な工事は対象外とすることができる*としています。

※熊本市営繕工事における週休2日試行工事实施要領 第2条 対象工事より

(2) 単独の解体工事は対象となるのか。

「熊本市営繕工事における週休2日試行工事实施要領」第2条第2項（3）により対象外とします。

(3) 「熊本市営繕工事における週休2日試行工事实施要領」第2条第1項に、「分離発注とした場合、同一現場の全ての工事を対象とする。」とあるが、設備単独工事で設計金額8千万円以上となった場合も対象となるのか。

設備単独で設計金額8千万円以上となる工事も対象となります。下記に例を示します。

●建築単独工事9千万円→**対象**

●設備単独工事9千万円→**対象**

●建築工事7千万円+設備工事2千万円（合計9千万円）→**対象外**

（建築工事+設備工事で合計8千万円以上だが、単独では8千万円以下の場合）

(4) 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日試行工事として認められないことになるのか。

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「熊本市営繕工事における週休2日試行工事实施要領」の第4条第2項 対象期間 に含まないこととしています。

(5) 週休2日工事を適用する際、建築工事現場において土木工事が入っている場合は、土木工事も建築工事の対象と考えるのか。

土木工事も対象とします。（分離発注工事の場合も同様）

【2. 補正について】

(1) 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

週休2日試行工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

【3. 工期設定について】

(1) 工事期間は週休2日を前提に設定するのか。

従前より、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.3.5 施工条件（1）（ア）に「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。」との記載があり、このことから週休2日が前提としています。（電気設備工事編、機械設備工事編にも記載あり）

(2) 営繕工事において週休2日を原則化すべきではないか。

本市が発注する営繕工事では、公共建築工事標準仕様書等の規定や公共建築工事における工期設定の基本的考え方に基づいて、原則として週休2日を前提とした工期を設定※しています。

※週休2日の工期設定が困難な工事（災害復旧など工期が限定される工事等）を除く。

(3) 熊本市営繕工事における週休2日試行工事实施要領 第4条第2項に記載のある「発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間など受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる期間を想定しています。

【4. 現場閉所（現場休息）率の算定について】

(1) 監督員が行う休日の実施状況の確認は、どのような方法を想定しているのか。また、休日の達成状況は、工事全体で考えるのか、月単位で考えるのか。

市実施要領 別紙2の「休日（現場閉所及び現場休息）取得計画実績表」を確認することにより、休日（現場閉所及び現場休息）の実施状況を確認します。監督員本人が直接、現場の状況を確認する必要はありません。「休日（現場閉所及び現場休息）取得計画実績表」は、毎月、監督員に提出する必要がありますが、現場閉所（現場休息）率は、工事全体で考えますので、月毎の現場閉所（現場休息）率を算出する必要はありません。

(2) 雨天、台風時等で当日工事中止の日も休日を含めるものと考えてよいか。

当日の朝の判断でも休日を含めるものとして構いません。1日を通して現場閉所（現場休

息) できた場合は現場閉所(現場休息)率に算定できます。

【5. 契約変更について】

(1) 変更契約で労務費を補正する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すればよいか。

最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、工事完成日までに所定の現場閉所(現場休息)率を下回らないよう留意する必要があります。

(2) 契約変更(週休2日試行工事適用)後から工事完成までの間に所定の休日を下回った場合の対処はどのように行うのか。

労務費の補正率が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対して速やかに変更を申し出てもらい対応してください。

【6. 休日について】

(1) 社屋で従業員が対象工事に伴う事務作業を行った場合はどの様に取り扱うのか。

社屋(建設現場及び現場事務所含む)においても、一切の作業を行わないことを「現場閉所(現場休息)」とします。ただし、以下の作業は除きます。

- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等、品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止対策
- ・安全パトロール、保守点検
- ・見学会、地元協議対応
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

【7. その他】

(1) 看板等による表示は市実施要領の別紙3以外でもよいか。

看板等で掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するためのものであり、市実施要領 別紙3以外の看板等でも構いません。